

北本市高尾宮岡ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

1 概要

北本市高尾宮岡ふるさとの緑の景観地は、首都45km圏内の県央部、荒川の東側に位置し、大宮台地の浸食により形成された谷津（やつ）と、それを取り囲むクヌギやコナラをはじめとする広葉樹を中心とした斜面林からなる里山景観が残されている。

また、2か所の湧水も存在し、ホンシュウオオイチモンジシマゲンゴロウの生息が確認されるなど、貴重な動植物の宝庫でもある。

2 自然環境等

比較的広く分布しているコナラ群落では、林床の管理がよくない状況である。

3 指定地の状況等

この景観地は平成4年度に湿地と斜面林等を5.36haを指定、平成13年度0.12haを追加指定している。

「さいたま緑のトラスト運動」で指定地の約53.8%を、「身近な緑公有地化事業」で指定地の3%を埼玉県と北本市で取得し保全を図っている。

公有地化後の山林所有者と埼玉県で任意により締結している緑の管理協定の締結状況については、平成21年度で2.37haと、公有地を除いた指定地に対し93.41%である。

よって、公有地と緑の管理協定締結地を合わせた保全面積は5.70haで、指定地の94.16%となっている。（指定面積は、公簿面積で5.48haであるが、実測面積では5.87ha）景観地の中でも指定地内の緑地保全が図られていると判断できる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑と水環境の保全

環境保全機能、住民の憩いの場としてのレクリエーション機能、災害時の避難地としての防災機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が発揮でき、次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された谷津地形と湧水を保全していく。

(2) 里山の再生

谷津を中心に里山林、屋敷林と農耕地が一体となった景観を保全するため、農耕地については、水田の復元や遊休農地を良好な景観をもたらす農地へ復元し、樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新を図るなど、里山景観を再生していく。

5 区域設定

(1) 緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・防災機能・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、山林荒廃地の代替植生への転換や遊休農地の活用などを図り、緑を再生する区域とする。

(2) 緑の再生重点区域

緑の保全・再生区域のうち、水田の復元や遊休農地の耕作などにより里山景観を再生するために重点的に取り組む区域とする。

6 施策方針

緑の保全・再生区域

① 緑地保全

まとまりある良好な景観を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに土地の買い取り等を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための施策を展開していく。

【手法の例示】

- ・ **保全する緑地の公有地化**

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

- ・ **緑地保全整備のための山林の借り上げ**

まとまった樹林地を保全するために、土地の買取りのほか、緑地等を借地していく方法を検討する。

② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフや行政と地域住民の協働による枝打ち、下草刈りなどの維持管理や荒廃した樹木の代替え植生への転換などの施策を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

【手法の例示】

- ・ **住民組織等の緑化協力団体の育成や拡大**

古くから土地を所有し管理を行ってきた地元住民や緑に興味を持つ人々による緑化協力団体の創設、育成、拡大を図り、住民主体の維持管理活動を推進する。

- ・ **さいたま緑のトラスト協会による保全管理**

さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフを中心に湿地や湧水、農地を保全するための管理、希少種の保護観察を行い、緑のトラスト保全地の環境を良好に保つ。

また、緑のトラスト保全地の巡視活動も行い、投棄されたゴミの回収及び処分、不法投棄防止のためのパトロールを実施する。

- ③ **希少野生生物の保全**

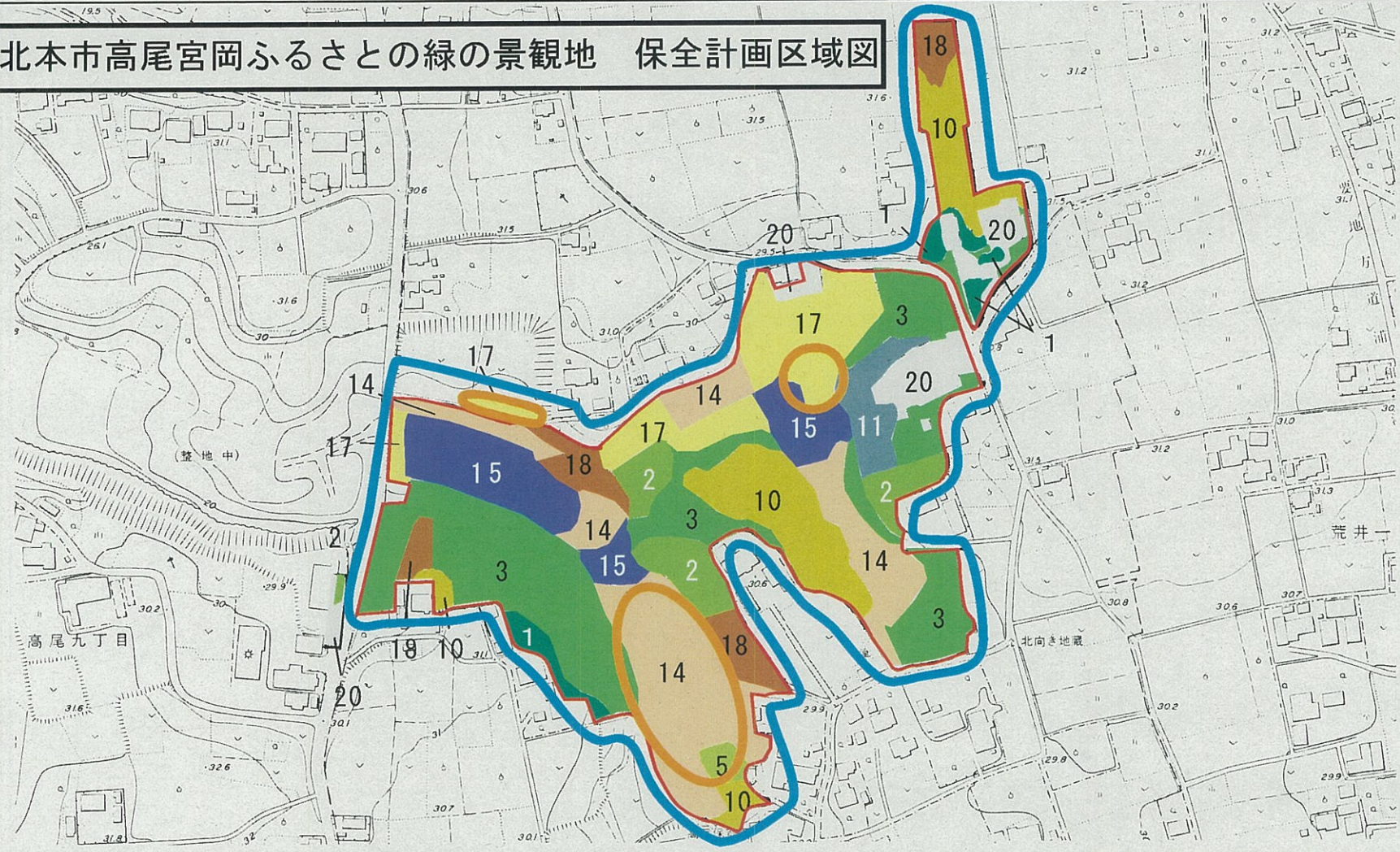
豊かな自然環境を保全するため、樹林地を適切に管理するとともに、希少野生生物の生息状況を定期的に把握する。

【手法の例示】

- ・ **希少野生生物のモニタリングの実施**

景観地内に生息する希少野生生物の生息状況を把握するため、モニタリング調査等を実施する。

北本市高尾宮岡ふるさとの緑の景観地 保全計画区域図



凡例

- 指定地
- 緑の保全・再生区域
- 緑の再生重点区域

植生図凡例

- | I. 植生区分 | | II. その他土地利用 |
|---|--|---|
| 1 シラカシ群落 | 11 スギ・ヒノキ植林 | 18 植栽樹林等 |
| 2 混交林 | 14 空地雑草群落 | 20 宅地・工場地・道路等 |
| 3 コナラ群落 | 15 湿性植物群落 | |
| 5 クヌギ群落 | 17 畑地雑草群落 | |
| 10 竹林 | | |



(北本市高尾宮岡)